

協議事項	意見の概要	県の考え方
<p>(協議事項) 神奈川県リハビリテーション協議会について</p>	<p>○回答数22(賛成22、反対0)</p>	<p>○ 可決</p>
	<p>○リハビリテーション部会委員にリハビリテーション専門職として、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の三職種を入れて頂きたい。</p>	<p>○本会議資料、参考資料1「神奈川県リハビリテーション協議会委員名簿 (R2. 4. 1時点)」のとおり、神奈川県理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会に参画いただいております。</p>
	<p>○地域におけるリハビリテーションの担う役割の大きさについて、関係者・団体の理解を推進させる意味からも、リハビリテーション協議会を部会として位置づけることは時機にかなった対応だと思います。地域における心臓リハビリテーションの取組など、疾病の重症化予防や健康増進活動とも十分に連携を取りながら、リハビリテーション施策が推進されることが必要だと感じています。</p>	<p>○適切なリハビリテーション施策を推進するためにも、御意見のとおり、疾病の重症化予防等の関係する取組みとの連携が重要と感じております。御意見については今後の展開を検討する際の参考にさせていただきます。</p>
	<p>○神奈川県リハビリテーション協議会の取組み内容を考えると、神奈川県在宅医療推進協議会の部会として位置づけるにあたり、医療・高齢分野に留まらない所管（障害福祉や地域福祉分野等）の委員の参加も必要と考える。</p>	<p>○御意見につきましては、委員改選を行う際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>○平成29年2月7日付第124回市町村職員を対象とするセミナー「地域リハビリテーションの重要性と活用について」によりますと、都道府県リハビリテーション協議会の役割として、「運用指針の作成」と「都道府県リハビリテーション支援センターおよび地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議」があるようです。これに照らし合わせて神奈川県リハビリテーション協議会のこれまでの成果をみると、「運用指針の作成」と「都道府県リハビリテーション支援センターの指定」はほぼ終えていると思われまます。残る「地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議」について神奈川県リハビリテーション協議会の役割を果たすことを目標としている前提で、協議会の位置づけには関係なく実施できる整理であればよろしいかと思われまます。</p>	<p>○地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議につきましては、本協議会の部会となる「神奈川県リハビリテーション協議会」や、在宅医療に係る課題と医療と介護の連携体制の構築に係る情報共有・課題抽出等を行う保健福祉事務所単位の地域包括ケア会議等において、今後検討の必要があると整理がなされれば、本協議会と連携しながら、検討させていただきたいと考えております。</p>
<p>○リハビリテーション関係者が、新型コロナウイルスに業務を通じて感染したり、感染させたりする事例が散見されるので、その防止等に向けた対応についても、WG等設けて検討していただければ幸甚です。</p>	<p>○リハビリテーション関係者における新型コロナウイルス感染症の感染防止等に向けた検討については、切れ目なく、幅広いリハビリテーションの適切な提供を行うためにも重要と考えておりますので、今後検討の際の参考とさせていただきます。</p>	